広島県告示第五百六十号

広島県水道広域連合企業団と広島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を次のように定めた。

令和五年三月二十七日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

広島県水道広域連合企業団と広島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第一条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、広島県水道広域連合企業団（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を広島県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第二条　乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙の請求に基づき甲の負担とする。

（その他必要な事項）

第三条　この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附　則

この規約は、令和五年四月一日から施行する。